

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

平成 22 年 2 月 25 日付け白馬村地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

【デマンド型乗合タクシー】

1. 協議が調っている営業区域、運送区間

(1) 営業区域

白馬村全域

(2) 運送区間

次の区間を基軸路線として、旅客の戸口から戸口までを運送。

《北方面行／国道 148 号》

佐野地区（佐野坂観光協会）→飯田地区（JR 神城駅）→白馬町地区（白馬村役場）→新田地区（新田バスターミナル）

《南方面行／国道 148 号》

新田地区（新田バスターミナル）→白馬町地区（白馬村役場）→飯田地区（JR 神城駅）→佐野地区（佐野坂観光協会）

2. 協議が調っている運賃

1 乗車 300 円 3 歳児未満（4 月 1 日に 3 歳に達していない者）は無料
回数券 3,000 円（11 枚綴り）

3. その他

平成 22 年 4 月 1 日実施

予約制による運送（運営方法は別紙のとおり）

【保育園児の送迎】

1. 協議が調っている営業区域、運送区間

(1) 営業区域

白馬村全域

(2) 運送区間（基軸とする路線）

佐野公民館 ～ 白馬南小学校 ～ サンサンパーク ～ しろうま保育園

(内山・佐野・沢渡・堀之内・三日市場等の各地区 ↔ しろうま保育園)

2. 協議が調っている運賃

往復利用 (一世帯) 3,000円 (月額)

片道利用 (一世帯) 1,500円 (月額)

回数利用 (一人) 100円 (1回)

園児監護を目的に同乗する白馬村役場職員若しくは、しろうま保育園職員は無賃。

3. 運行事業者

白馬観光タクシー株式会社

使用車両は同社が保有するタクシー車両を使用

4. その他

平成22年4月1日実施

以上

平成22年2月25日

白馬村地域公共交通会議

会 長 白馬村長 太 田 紘 熙 ㊟

別紙【デマンド型乗合タクシー事業】

1. 事前登録

本事業を利用しようとする者は、事前に、白馬村が行う利用登録を受ける。なお、登録に当たっては、次の者を優先する。

- ① 65歳以上の方
- ② 妊娠中の方
- ③ 母子及び寡婦福祉法の規定に基づく被保護世帯
- ④ 生活保護法の規定に基づく被保護世帯
- ⑤ 身体障害者手帳、療養手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- ⑥ 介護保険被保険者証を所持する方
- ⑦ 上記①から⑥の利用者に付き添う方

2. 予約センター

白馬村社会福祉協議会事務局内に設置

(開設時間：平日の午前8時30分から午後5時まで)

3. 予約方法

予約センターへ電話で予約する（聴覚に障害のある方はファクシミリで予約できる）。

利用希望日の2日前（運休日を除く）から利用希望便の出発時刻の30分前までに予約（ただし、8時15分発の便の予約は前日まで）。

4. 運送指示

予約センターから運送の20分前までに運行事業者（配車担当係）に対して、ファクシミリで連絡。（ただし、8時15分発の便は前日の午後5時）連絡事項は、乗車の氏名、乗車地及び降車地。

予約がない場合は運行しないものとし、その旨、予約センターから事業者あてに連絡。

常備車両の旅客定員を超える予約がある場合は予備車両での対応について依頼。

5. 運行主体

アルプス第一交通株式会社

信州名鉄交通株式会社大町支社

白馬観光タクシー株式会社

6. 運送交番及び使用車両

(1) 運送交番

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運 行 交 番	白馬観光タクシー(株)											
	信州名鉄交通 (株)大町支社	アルプス第一 交通(株)										

(2) 使用車両

①常備車両

特定大型車（通称：ジャンボタクシー） 2台

②予備車両

普通車を使用

7. 運行日

平日のみ運行

土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は運休